

参考資料

目 次

1	職員の給与関係		
	平成23年職員給与実態調査の概要	-----	1
第 1 表	職員の平均給与月額等	-----	2
第 2 表	職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	-----	3
第 3 表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	-----	3
第 4 表	職員の平均給与月額	-----	4
第 5 表	職員の扶養手当の対象となる扶養親族数	-----	5
第 6 表	職員の給料の特別調整額の支給状況	-----	5
第 7 表	職員の住居手当の支給状況	-----	6
第 8 表	職員の通勤手当の支給状況	-----	6
第 9 表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等	-----	7
第 10 表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	-----	38
2	民間の給与関係		
	平成23年職種別民間給与実態調査の概要	-----	39
第 11 表	産業別、企業規模別調査事業所数	-----	40
第 12 表	民間における初任給の改定状況	-----	40
第 13 表	民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	-----	41
第 14 表	民間における給与改定の状況	-----	41
第 15 表	民間における定期昇給の実施状況	-----	41
第 16 表	民間における定期昇給制度の状況	-----	42
第 17 表	民間における雇用調整の実施状況	-----	42
第 18 表	民間における賃金カット等の実施状況	-----	43
第 19 表	比較対象従業員に係る職種	-----	43
第 20 表	民間における職種別給与額等	-----	44
第 21 表	職員給与と民間給与との比較における対応関係	-----	46
第 22 表	民間における家族手当の支給状況	-----	47
第 23 表	民間における住宅手当の支給状況	-----	47
第 24 表	民間における特別給の支給状況	-----	48
第 25 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	-----	48
第 26 表	民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況	-----	49
3	労働経済関係		
第 27 表	労働経済指標	-----	50
4	生計費関係		
第 28 表	宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費	-----	52
5	国及び都道府県の給与関係		
第 29 表	都道府県のラスパイレス指数の状況	-----	53
6	人事院勧告等の概要	-----	54

1 職員の給与関係

平成23年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条に基づき、本県職員の給与の実態を明らかにし、給与制度の研究に必要な基礎資料を得るため、平成23年4月現在における職員給与の実態を調査したものである。

(2) 調査対象者

ア 次の条例の適用を受ける職員で、平成23年4月1日に在職する者

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）

(イ) 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）

イ 次の者の扱いは次のとおりとした。

(ア) 原則として、4月1日現在の休職者、停職者及び育児休業職員並びに4月1日付け採用者を含む。

(イ) 原則として、派遣職員（市町村、外国の地方公共団体の機関等及び公益的法人等に派遣されている職員）を含む。

(ウ) 非常勤職員及び臨時的に任用されている職員を除く。

(3) 調査の内容

平成23年4月分の給料及び諸手当の支給状況、年齢、性別、学歴、経験年数等について調査を行った。

(4) 調査の方法

職員の給与に係る電算資料を基に、電算処理により職員給与支給状況資料を得た。

(5) 調査の結果

平成23年4月1日現在における職員の給与等の実態は、第1表から第10表のとおりである。

第1表 職員の平均給与月額等

職員の区分	全職員	一般職員		警察官	教員
			うち行政職員		
職員数	人 24,010	人 6,804	人 5,397	人 3,296	人 13,910
給料の月額	円 369,915 (351,894)	円 350,312 (332,930)	円 354,486 (336,777)	円 325,014 (308,764)	円 390,142 (371,390)
扶養手当	8,606	9,165	10,150	12,175	7,487
給料の特別調整額	4,862	6,163	6,674	2,334	4,826
地域手当	9,997	10,493	9,718	8,704	10,061
住居手当	4,413	5,336	5,125	2,191	4,488
その他	1,976	5,107	380	1,746	499
計	399,769 (381,748)	386,576 (369,194)	386,533 (368,824)	352,164 (335,914)	417,503 (398,751)
平均年齢	歳 43.3	歳 43.0	歳 44.1	歳 38.7	歳 44.6
平均経験年数	年 21.2	年 21.2	年 22.5	年 17.5	年 22.0

- (注) 1 再任用職員は含まれていない。(以下第9表まで同じ。)
- 2 「行政職員」とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用者のうち、新規学卒の平成23年4月1日付け採用者を除いたものである。
- 3 「給料の月額」には、給料の調整額、教職調整額及び平成18年切替えに伴う現給保障の経過措置額を含む。(第4表において同じ。)
- 4 「その他」は、初任給調整手当、特勤勤務手当等である。(第4表において同じ。)
- 5 「給料の月額」及び「計」は、職員の給与の特例に関する条例(平成21年栃木県条例第54号。以下「特例条例」という。)による給料の減額措置がないものとした場合の額であり、()内は当該措置の適用後の額である。(第4表において同じ。)

【参考】 職員の区分と適用給料表は次のとおりである。

職員の区分	適用給料表
一般職員	行政職給料表、事務職給料表、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、技術職給料表(1)、技術職給料表(2)
警察官	公安職給料表
教員	教育職給料表(1)、教育職給料表(2)

- (注) 1 事務職給料表は、行政職給料表の1級から7級までを使用し、小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用
- 2 技術職給料表(1)は、医療職給料表(2)の1級から5級までを使用し、学校栄養士に適用
- 3 技術職給料表(2)は、医療職給料表(3)の1級から5級までを使用し、学校看護師に適用

第2表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

職員の区分	給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
一般職員	行政職	4,647	43.5	21.8
	事務職	822	45.2	24.7
	研究職	277	40.6	17.8
	医療職(1)	107	42.6	18.9
	医療職(2)	285	40.3	17.6
	医療職(3)	533	37.5	15.2
	技術職(1)	131	41.7	20.4
	技術職(2)	2	51.9	31.7
	小計	6,804	43.0	21.2
警察官	公安職	3,296	38.7	17.5
教員	教育職(1)	3,746	44.2	21.5
	教育職(2)	10,164	44.8	22.2
	小計	13,910	44.6	22.0
全職員		24,010	43.3	21.2

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

職員の区分	給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
一般職員	行政職	%	%	%	%	%	%	%
	事務職	100.0	72.4	7.8	19.7	0.1	74.9	25.1
	研究職	100.0	34.5	23.5	42.0	-	36.9	63.1
	医療職(1)	100.0	95.3	2.5	2.2	-	78.3	21.7
	医療職(2)	100.0	100.0	-	-	-	77.6	22.4
	医療職(3)	100.0	74.7	25.3	-	-	41.8	58.2
	技術職(1)	100.0	21.0	76.4	2.6	-	13.3	86.7
	技術職(2)	100.0	32.1	67.9	-	-	1.5	98.5
	小計	100.0	-	100.0	-	-	-	100.0
	うち行政職員	100.0	64.5	16.7	18.8	0.0	62.9	37.1
警察官	公安職	100.0	66.5	10.2	23.2	0.1	69.5	30.5
教員	教育職(1)	100.0	56.5	4.5	39.0	0.0	93.8	6.2
	教育職(2)	100.0	94.5	2.4	3.1	-	59.2	40.8
	小計	100.0	89.6	10.3	0.1	-	44.2	55.8
全職員		100.0	90.9	8.2	0.9	-	48.2	51.8
全職員		100.0	78.7	10.1	11.2	0.0	58.6	41.4

第4表 職員の平均給与月額

その1 職員別

職員の区分 給与種目		全職員	一般職員		警察官	教員
				うち行政職員		
23 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 369,915 (351,894)	円 350,312 (332,930)	円 354,486 (336,777)	円 325,014 (308,765)	円 390,142 (371,390)
	扶養手当	8,606	9,165	10,150	12,175	7,487
	給料の特別調整額	4,862	6,163	6,674	2,334	4,826
	地域手当	9,997	10,493	9,718	8,704	10,061
	住居手当	4,413	5,336	5,125	2,191	4,488
	その他	1,976	5,107	380	1,746	499
計(A)	399,769 (381,748)	386,576 (369,194)	386,533 (368,824)	352,164 (335,915)	417,503 (398,751)	
22 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 370,914 (352,850)	円 352,348 (334,862)	円 357,212 (339,365)	円 326,864 (310,522)	円 390,351 (371,600)
	扶養手当	8,703	9,391	10,420	12,306	7,518
	給料の特別調整額	4,912	6,276	6,875	2,320	4,855
	地域手当	10,019	10,531	9,769	8,736	10,072
	住居手当	4,539	5,371	5,175	2,398	4,637
	その他	2,083	5,373	368	1,742	557
計(B)	401,170 (383,106)	389,290 (371,804)	389,819 (371,972)	354,366 (338,024)	417,990 (399,239)	
(A) (B) × 100		99.7% (99.6)	99.3% (99.3)	99.2% (99.2)	99.4% (99.4)	99.9% (99.9)

その2 給料表別

給与種目 給料表	給料の 月額	扶養手当	給料の 特別調整額	地域手当	住居手当	その他	計
行政職	円 353,007 (335,374)	円 10,865	円 7,308	円 9,785	円 5,358	円 334	円 386,657 (369,024)
事務職	347,176 (329,817)	5,217	2,505	8,872	3,474	628	367,872 (350,513)
研究職	349,725 (332,330)	9,076	6,525	9,329	7,950	65	382,670 (365,275)
医療職(1)	470,222 (447,604)	12,472	25,599	76,244	9,798	300,441	894,776 (872,158)
医療職(2)	338,458 (322,206)	6,207	4,197	8,721	4,929	-	362,512 (346,260)
医療職(3)	321,071 (305,976)	3,345	314	8,118	6,572	949	340,369 (325,274)
技術職(1)	321,622 (305,569)	1,351	-	8,074	2,992	112	334,151 (318,098)
技術職(2)	404,738 (384,501)	-	-	10,118	-	-	414,856 (394,619)
公安職	325,014 (308,765)	12,175	2,334	8,704	2,191	1,746	352,164 (335,915)
教育職(1)	393,718 (374,923)	8,603	2,782	10,127	6,050	33	421,313 (402,518)
教育職(2)	388,824 (370,087)	7,076	5,579	10,036	3,913	671	416,099 (397,362)

第5表 職員の扶養手当の対象となる扶養親族数

区分 職員の区分	扶養手当の対象となる扶養親族数					受給 職員数 (B)	(A) / (B)
	配偶者 (13,000円)	配偶者が いない場 合の子、 父母等 のうち1人 (11,000円)	子、父母 等 (6,500円)	計 (A)	子のうち特定 期間にある者 (5,000円加算)		
一般職員	人 1,612	人 157	人 4,855	人 6,624	人 1,623	人 3,170	人 2.1
警察官	1,604	22	2,394	4,020	695	1,936	2.1
教員	2,047	317	8,924	11,288	3,209	5,452	2.1
全職員	5,263	496	16,173	21,932	5,527	10,558	2.1

- (注) 1 扶養手当の対象となる扶養親族数欄の()内の金額は、それぞれ当該扶養親族についての扶養手当の現行支給月額である。
 2 手当受給者1人当たり平均手当月額は、19,571円である。
 3 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。

第6表 職員の給料の特別調整額の支給状況

区分	給料表	行政	事務	研究	医療	医療	医療	公安	教育	教育	計
		職	職	職	職(1)	職(2)	職(3)	職	職(1)	職(2)	
職員の給与に関する条例	1種	人 42	人	人 1	人 1	人	人	人 3	人	人	人 47
	2種	34			4			15			53
	3種	70		1	7	1		52			131
	4種	107		7	12	10	3				139
	5種	236		15	8	8		29			296
	6種	3		3							6
	7種										
坂倉県立学校職員給与条例	1種								25	35	60
	2種								51	158	209
	3種		10						80	550	640
	4種		38						23	371	432
計	492	48	27	32	19	3	99	179	1,114	2,013	

- (注) 1 技術職給料表(1)及び技術職給料表(2)の適用者に給料の特別調整額の支給されているものはない。
 2 手当受給者1人当たり平均手当月額は、57,997円である。

第7表 職員の住居手当の支給状況

区 分		職員の区分			
		全 職 員	一 般 職 員	警 察 官	教 員
受 給 者		11,131 ^人	3,730 ^人	1,154 ^人	6,247 ^人
借 家 ・ 借 間	11,000円未満	5	3	0	2
	11,000円以上 27,000円未満	1,210	387	78	745
	27,000円	1,830	663	69	1,098
	小 計	3,045	1,053	147	1,845
自 宅	3,500円	8,086	2,677	1,007	4,402
借家・借間に係る受給者 1人当たり平均手当額		円 25,481	円 25,568	円 24,767	円 25,488

(注) 借家・借間に係る最高支給限度額は、27,000円である。

第8表 職員の通勤手当の支給状況

区 分		職員の区分			
		全 職 員	一 般 職 員	警 察 官	教 員
受 給 者		22,097 ^人	6,280 ^人	2,547 ^人	13,270 ^人
交 通 機 関 の み 利 用		1,115	958	56	101
交 通 用 具 の み 使 用		20,598	4,998	2,482	13,118
交 通 機 関 交 通 用 具 併 用 者		384	324	9	51
受給者1人当たり平均手当額		円 9,414	円 12,549	円 7,190	円 8,357

第9表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等

行政職給料表（他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5		1							
6		1							
7		4							
8									
9	5	5							
10		4				1	1		
11		13				1			
12		29							
13	1	6					1		1
14		25	1						
15	3	36							
16		9							
17	4	20	15						4
18		39	44						6
19	2	14	7						2
20	1	18	19						3
21		14	10						2
22	1	3	26						
23	2	4	19						
24		31	12						
25	7	11	9						
26	2	18	32						
27		7	14						
28	2	38	15						
29	48	15	14						
30	1	17	32	1					
31	11	4	24					2	
32	4	3	14			1		2	
33	3	3	9					6	
34	3	4	14					6	
35	56	1	19					5	
36	5	3	11	1				9	
37	12		11	19				6	
38	3		39	7	1			4	
39	56	1	24	4			1	9	1
40	10		12	9			1	2	
41	2		19	21			1	2	
42			24	43			6	1	
43			21	15			29		
44	5	1	38	17			5		
45	1		18	9			24	1	
46			23	23			4		
47	3		15	35			19		
48			13	16			12		
49			53	23			17		
50			11	22		1	4		
51			28	25			8		
52			18	52		1	3		
53			25	23		1	2		
54			12	27		6			
55			16	27		28	3		
56			12	25		6			

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
57			8	48		14			
58			6	28	1	30			
59			16	27	2	34			
60			3	26	2	10			
61			11	71	1	42			
62			5	30	21	12			
63			3	69	7	35			
64			2	56	13	69			
65			5	56	24	45			
66			1	40	19	25			
67			1	76	9	26			
68				29	62	32			
69			3	16	48	38			
70			3	16	32	31			
71				54	58	51			
72				16	29	16			
73				6	12	15			
74			1	24	68	31			
75			1	12	22	13			
76			1	8	12	22			
77			2	7	3	489			
78				9	16				
79				2	9				
80			1	8	7				
81				5	10				
82				4	9				
83			1	4	4				
84			1	4	4				
85			2	3	34				
86				2					
87				4					
88				1					
89				2					
90				1					
91				3					
92			1	4					
93				26					
94									
95									
96			1						
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計(人)	253	402	871	1,241	539	1,126	141	55	19
構成比(%)	5.5	8.7	18.7	26.7	11.6	24.2	3.0	1.2	0.4
平均給料 月額(円)	185,409	220,727	292,892	367,240	394,046	420,258	446,633	473,702	516,216

人員計	4,647 人
平均給料月額	350,965 円

事務職給料表（小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7		3					
8							
9	1	4					
10							
11		6					
12	1	1					
13	2	3					
14	1	2	2				
15	6	4	1				
16		3	1				
17	2	1	6				
18		1	1				
19	3	4	1				
20		1	1				
21		3	1				
22		1	1				
23	3	1	2				
24	1		1				
25	3						
26	2						
27	2		1				
28	3	3	1				
29	2	1	1				
30			1				
31	5		4				
32			2				
33	1		5				
34		1	1				
35	3		5				
36			3				
37	8		4	1			
38	1	1	5				
39	3		9	1			
40			3				
41			6	1			
42			9	1			
43			12	1			
44	1		6				
45			4	1			
46			7	1			
47	1		10	3			
48			3				
49	1		2	3			
50			4	2			
51			16	2			
52			8	4			
53			11	1			
54			5	2			
55			14				
56			5	2			

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57			3	1			
58			1	7			
59			8	5		1	
60			1	5			
61			5	4			
62			2	5			
63			3	5			
64			2	3			
65			2	6		1	
66			6	9	1	1	
67			1	7		16	
68			1	9		3	
69				2		17	
70			3	4	1	4	
71			2	6	1	11	
72				2	1	12	
73				10		2	
74			2	4	1	3	
75			3	10	1	5	
76			1	3		7	
77				12		31	
78				11			
79				5	2		
80				6	1		
81				7	1		
82				1	4		
83				2	4		
84				9			
85				9	56		
86				4			
87				4			
88			1	13			
89				6			
90				5			
91				6			
92				8			
93				56			
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101			1				
102							
103							
104							
105							
106			1				
107							
108							
109			1				
110			1				
111							
112							
113			1				
114							
115							
116							

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計(人)	56	44	237	297	74	114	-
構成比(%)	6.8	5.4	28.8	36.1	9.0	13.9	-
平均給料 月額(円)	175,152	213,866	306,755	379,315	401,447	421,515	-

人員計	822 人
平均給料月額	343,474 円

研究職給料表（試験場、研究所等で試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8		1			
9					
10					
11					
12					
13		1			
14					
15		7			
16					
17		2			
18		1			
19		2			
20		7			
21		1			
22					
23		8			
24					
25		3			
26		4			
27					1
28		4			
29					
30		1			
31					
32		7			
33			1		
34		2			
35		5	2		
36		7	4		
37			1		
38		2	3		
39			1		
40					
41		4	2		
42		7	6		
43			4		
44		2	2		
45		1	2		3
46		5	1	2	
47				1	
48			1	1	
49		1	1	2	
50		4	2	5	1
51		1	2		
52			3	1	
53		1	5	3	
54		2	3	2	
55		1	1	3	
56		1	4	1	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57		3	4	1	
58		5			
59			1	1	
60		1	2	3	
61		1	3	7	
62		4	1		
63			2	4	
64			2	1	
65		3	1	2	
66		1	1	3	
67			5		
68			3	4	
69				1	
70			1		
71			4	2	
72				1	
73		2	1	15	
74		2	3		
75					
76			1		
77			1		
78			1		
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					

給 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
117					
118					
119					
120					
121					
計(人)	-	118	88	66	5
構成比(%)	-	42.6	31.8	23.8	1.8
平均給料 月額(円)	-	268,522	376,485	438,118	466,660

人員計	277 人
平均給料月額	346,806 円

医療職給料表（１）（病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	4			
10				
11				
12				
13				
14				
15	2			
16				
17	1			
18				
19	3			
20				
21				
22				
23	3			
24				
25				
26				
27	2			
28	1			
29	4			
30	2			
31				
32				
33	2			
34				
35				
36				
37	2	1		
38				
39				
40				
41	3	2	4	
42		2		
43		1		
44			1	
45	3			
46		3	1	
47		3	1	
48				1
49	3	1		
50			4	
51		1		
52		4		
53			3	
54			1	1
55				1
56		1		2

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
57			1	
58			2	
59				
60			1	1
61			2	
62				1
63				
64				
65				6
66				
67				
68				
69				
70			1	
71				
72			2	
73				
74			2	
75				
76			2	
77				
78				
79				
80			3	
81				
82				
83				
84				
85				
86			2	
87				
88				
89			7	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計 (人)	35	19	40	13
構成比 (%)	32.7	17.8	37.4	12.1
平均給料 月額(円)	328,709	441,889	515,935	564,654

人員計	107 人
平均給料月額	447,464 円

医療職給料表(2) (病院、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等に適用)

給 号	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1								
2								
3								
4								
5			2					
6								
7			1					
8								
9								
10								
11			4					
12			1					
13			2					
14								
15			10					
16								
17								
18								
19			7					
20			1					
21			1					
22			4					
23			2					
24								
25			2					
26				1				
27			6	1				
28			1					
29			1					
30				2				
31				5				
32			2	3				
33			4	1				
34			1	4				1
35			1	10				5
36			3	2				1
37			1	4				4
38						1		
39			5	4		3		1
40			1	1		1		
41				1		1		
42				5				1
43				1		3	1	
44				3				
45				4	1	3	1	
46				2	2	2		
47			1	1	2	1	1	
48						3		
49				1	1	4	2	
50				3	2	1	1	
51			1	1		2		
52				2	2	2	4	
53				1		3	1	
54					1		1	
55				2		4	2	
56						3	2	
57				1		1	1	
58						2	1	
59				1		1	1	
60				3		5	3	

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
61						2	2	
62						3		
63						3	8	
64						1	3	
65						2	14	
66						6		
67			1			2		
68						3		
69								
70						2		
71								
72						1		
73						1		
74								
75						1		
76								
77								
78						2		
79								
80								
81								
82								
83								
84								
85						1		
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計 (人)		-	65	71	11	76	49	13
構成比 (%)		-	22.8	24.9	3.9	26.7	17.2	4.5
平均給料 月額(円)		-	215,589	279,894	324,136	376,232	415,565	444,262

人員計	285 人
平均給料月額	323,449 円

医療職給料表(3) (病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5		4					
6							
7							
8		1					
9		14					
10							
11		1					
12							
13		2					
14							
15		13	2				
16		1	4				
17			9				
18		1	4				
19		11	7				
20			4				
21		7	11				
22		1	3				
23		3	4				
24		2	11	3			
25		16	8	2			
26				3			
27		5		9			
28		8	1	2			
29		4	8	4			
30		3	3	2			
31		15	11	7			
32		4	4	2			
33		2		5			
34		8	4	5			
35		8	6	3			
36		4	2	2			
37		1		3			
38		1		4			
39		1	1	4			
40			1				
41				2			
42				3			
43				4			
44				4			
45				3			
46				1			
47				3			
48				1	1		
49		1		2	1	2	
50			1	2		1	
51		1		3	2	1	
52				4	3		
53			1	3	2	3	
54		1	1	6	3	3	
55				4	3		
56					3	2	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57					4	1	
58				1	1		
59			1	2	2		
60			1	1	1		
61					5		
62				2	7	1	
63				2	3		
64		1	1	3	1	2	
65				1	5		
66				2	3		
67				1	6		
68				1	8		
69		1		1	3		
70				1	5		
71					1		
72					5		
73					1		
74			1		6		
75					1		
76					4		
77					4		
78					2		
79							
80				1	3		
81							
82				1	5		
83				1	3		
84				1	3		
85					1		
86					1		
87					1		
88							
89					1		
90					1		
91							
92					3		
93				1	9		
94				1			
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
165							
166							
167							
168							
169							
計(人)	-	146	115	129	127	16	-
構成比(%)	-	27.4	21.6	24.2	23.8	3.0	-
平均給料 月額(円)	-	222,190	267,100	319,664	387,383	434,088	-

人員計	533 人
平均給料月額	301,193 円

技術職給料表(1) (学校栄養士に適用)

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5		3			
6					
7					
8					
9		1			
10		1			
11		4			
12					
13					
14					
15		3			
16					
17					
18					
19		2			
20		1			
21	1	1			
22					
23			1		
24					
25					
26					
27		1	1		
28					
29		1	1		
30					
31					
32					
33		2			
34					
35			1		
36		1			
37					
38					
39			1		
40					
41					
42					
43			1		
44			1		
45					
46					
47					
48					
49				1	1
50			2		2
51			1		
52			1		
53			2		1
54			1		
55				1	2
56			1		
57			2	2	1
58					
59			2	1	1
60			2		1

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
61					
62			2	1	
63			3	2	1
64			3	1	1
65			1		1
66			2	1	
67			3	1	
68			1	1	
69			3	1	1
70			3	1	
71			2	1	1
72				1	2
73			2	2	1
74					
75			2		
76				1	2
77				2	
78					
79					1
80				1	3
81				1	1
82					1
83					
84					3
85					10
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
計 (人)	1	21	48	23	38
構成比 (%)	0.8	16.0	36.6	17.6	29.0
平均給料 月額(円)	174,600	204,271	306,213	341,139	387,874

人員計	131 人
平均給料月額	318,686 円

技術職給料表(2) (学校看護師に適用)

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					1
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					1
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
計(人)	-	-	-	-	2
構成比(%)	-	-	-	-	100.0
平均給料 月額(円)	-	-	-	-	396,350

人員計	2 人
平均給料月額	396,350 円

公安職給料表 (警察官に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2							1		
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	22								
10									
11	2								
12									
13									
14	1								
15	22								
16	1								
17	8								
18	2								
19	17								
20	4								
21	5								
22	4								
23	7								
24	84								
25	6	45							
26	9	14	1						
27	13	13	8						
28	20	11	5						
29	71	16	4						
30	12	33	15						
31	21	33	6						
32	10	19	17						
33	12	21	14						
34	14	21	12						
35	11	24	17	1					
36	7	20	14						
37		23	23						
38	3	25	14	1					
39	2	20	19						
40	1	26	14						
41		18	17						6
42		16	15	3					
43	1	16	18						1
44	3	14	24	1					
45	1	12	20	3		1			5
46		11	21	1					
47	1	11	16	3					
48		8	18	6	2				
49	1	9	27	3					
50	1	8	32	3	1				
51	2	14	18	1	2	1			
52		8	18	6	1				
53		7	22	2	2				
54	1	4	19	4	1	1			
55		7	22	3	2	1			
56		3	20	2	2		1		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
57		11	16	5	2	1	1		
58	1	8	21	7	2				
59		4	28	3	1	1			
60		4	9	8	1	1			
61		4	25	14	1	1		23	
62		4	19	9	3	1	1		
63		2	21	10	3				
64		3	24	19	5		2		
65		3	17	12	2				
66		2	14	10	5	3	1		
67		4	12	15	5	2	1		
68			11	15	9	4	1		
69			8	8	8	2	4		
70			11	10	3	3	4		
71			10	9	5	3	4		
72			10	14	7		3		
73			9	7	8	2	2		
74			9	8	7	4	1		
75			9	6	7	4	1		
76			6	8	3	1	1		
77			2	6	7	3	71		
78			2	11	7	2			
79			3	3	5	1			
80				7	6	4			
81			6	8	7				
82			1	5	4	1			
83			1	4	15	1			
84			1	7	11	2			
85			1	7	3	40			
86				5	6				
87			5	7	18				
88			1	5	10				
89			3	4	8				
90			3	7	8				
91				14	5				
92			2	5	10				
93				14	142				
94			3	3					
95			3	9					
96			2	16					
97			1	12					
98				9					
99			4	15					
100			1	9					
101			3	12					
102			1	6					
103			2	9					
104			3	4					
105			2	7					
106			1	7					
107			1	3					
108			5	14					
109			2	7					
110			2	13					
111			1	14					
112			2	5					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
113			2	14					
114			1	8					
115			1	8					
116				16					
117				8					
118			1	5					
119			1	19					
120			2	14					
121				20					
122				19					
123			1	17					
124				8					
125				135					
126			2						
127									
128			1						
129			1						
130			2						
131			1						
132			1						
133			1						
134			1						
135									
136			1						
137			1						
138			1						
139									
140									
141			1						
142									
143									
144									
145									
計(人)	403	579	892	824	372	91	100	23	12
構成比(%)	12.2	17.5	27.1	25.0	11.3	2.8	3.0	0.7	0.4
平均給料 月額(円)	205,866	244,210	293,167	384,704	419,692	430,887	453,234	468,600	486,883

人員計	3,296 人
平均給料月額	321,645 円

教育職給料表(1) (高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
栄養教諭、助教諭、実習助手等に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5		13			
6					
7		1			
8					
9		3			
10					
11	1	13			
12		2			
13		7			
14		1			
15		14			
16		1			
17		8			
18		2			
19		9			
20		4			
21	2	13			
22		7			
23		9			
24	1	19			
25		11			
26		9			
27		33			
28		5			1
29		11			
30		11			
31	4	15			1
32		6			
33		9			3
34		13			4
35	1	23			7
36		14			10
37	3	13			3
38	1	14			3
39	5	25			2
40	1	9			2
41	1	15			4
42		13			2
43		24			8
44	1	11			
45	2	21			26
46	1	16			
47	5	40			
48	2	16			
49	3	27			
50	2	22			
51	2	26			
52	2	14			
53	3	26			
54	2	19			
55	5	41			
56	1	9			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57	3	26			
58	1	25			
59	3	43			
60		16		2	
61	1	24		1	
62	2	25		3	
63	2	28		2	
64	2	30		1	
65	2	24		3	
66		19		3	
67	5	33		6	
68	4	33		8	
69	1	24		9	
70	2	18		10	
71		29		11	
72	1	16		7	
73	1	30		9	
74	1	25		7	
75	2	32			
76	1	24		1	
77	1	32		2	
78	1	13		5	
79	1	29		3	
80	2	29		2	
81	2	33		8	
82	1	27			
83	2	16	1		
84	1	21	1		
85	2	33			
86	1	34	2		
87	1	20	1		
88	3	34	2		
89	1	39	2		
90	2	27	2		
91		28	1		
92		26	3		
93	3	19			
94	2	19	1		
95		22	2		
96	1	27	1		
97	1	32	1		
98		36			
99		33	1		
100		50	2		
101		31	2		
102	2	45	2		
103	1	53	1		
104		47	9		
105		51	5		
106	2	77	1		
107		32			
108	2	80			
109		49			
110	1	28			
111	1	67			
112	1	35			

給 号	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113			45			
114			47			
115		1	36			
116			31			
117		2	35			
118		1	33			
119		1	29			
120			20			
121			24			
122			16			
123		3	34			
124		3	14			
125			14			
126		2	17			
127			20			
128		1	16			
129		2	21			
130		2	12			
131			31			
132			26			
133			22			
134		3	33			
135		2	31			
136		1	17			
137		1	262			
138						
139		2				
140						
141		1				
142						
143						
144		1				
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152		1				
153						
計(人)		153	3,371	43	103	76
構成比(%)		4.1	90.0	1.1	2.8	2.0
平均給料 月額(円)		272,918	370,733	439,270	458,440	488,741

人員計	3,746 人
平均給料月額	372,331 円

教育職給料表(2) (小学校及び中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
栄養教諭、助教諭等に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		1			
14					
15					
16					
17		54			
18		1			
19		11			
20		8			
21		8			
22		6			
23		77			
24		8			
25		23			
26		16			3
27		57			1
28		8			1
29		28			5
30		11			3
31		26			14
32		16			16
33		70			24
34		32			26
35		35			25
36		67			28
37		22			36
38		38			29
39		77			44
40		25			34
41		37			32
42		35			34
43		62			24
44		27			30
45		33			140
46		33			
47		71			
48		30			
49		40			
50		51			
51	1	66			
52		22			
53		45			
54		50			
55	1	73			
56		53			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57		46			
58		35			
59		66			
60		36			
61		40			
62		40			
63		49			
64		27			
65		42			
66		27			
67		46			
68		28		1	
69		36			
70		32			
71		46			
72		28		3	
73		43		1	
74		32		9	
75		70		2	
76		28		9	
77		35		14	
78		34		9	
79		70		23	
80		37		17	
81		46		26	
82		41		28	
83		79		42	
84		31	1	26	
85		47		44	
86		45	1	31	
87		86	1	20	
88		29		33	
89		80	1	35	
90		43	3	26	
91		103	2	21	
92		43	3	21	
93		61	3	24	
94		42	3	20	
95		71	3	31	
96		27	1	7	
97		65	2	42	
98		50			
99		118	3		
100		77			
101		100	2		
102		133	1		
103		109			
104		97			
105		158			
106		150	1		
107		87			
108		202			
109		126			
110		169			
111		164			
112		137			

給 号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113		119			
114		99			
115		93			
116		105			
117		109			
118		158			
119		74			
120		197			
121		107			
122		165			
123		106			
124		84			
125		134			
126		182			
127		84			
128		84			
129		179			
130		87			
131		70			
132		223			
133		76			
134		66			
135		136			
136		106			
137		64			
138		64			
139		93			
140		59			
141		32			
142		29			
143		53			
144		55			
145		58			
146		59			
147		61			
148		46			
149		259			
計(人)	2	9,017	31	565	549
構成比(%)	0.0	88.7	0.3	5.6	5.4
平均給料 月額(円)	243,250	362,240	418,248	432,031	463,437

人員計	10,164 人
平均給料月額	371,733 円

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	38				28	9	1				
事務職	23				20	3					
研究職	4				4						
医療職(1)	0										
医療職(2)	5					2	3				
医療職(3)	2					2					
技術職(1)	0										
技術職(2)	0										
公安職	9					3	6				
教育職(1)	52	11	41								
教育職(2)	5		5								
給料表計	138										
60歳	62										
61歳	42										
62歳	22										
63歳	12										

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(次表において同じ。)

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	28				23	5					
事務職	10				8	2					
研究職	0										
医療職(1)	0										
医療職(2)	0										
医療職(3)	0										
技術職(1)	0										
技術職(2)	0										
公安職	0										
教育職(1)	76	1	75								
教育職(2)	12		12								
給料表計	126										
60歳	45										
61歳	42										
62歳	17										
63歳	22										

2 民間の給与関係

平成23年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成23年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類（ア～ソ）に分類された782事業所

ア 漁業	サ 学術研究、専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの）
イ 鉱業、採石業、砂利採取業	シ 生活関連サービス業、娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの）
ウ 建設業	ス 教育、学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの）
エ 製造業	セ 医療、福祉（中分類の医療業及び社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの）
オ 電気・ガス・熱供給・水道業	ソ サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）
カ 情報通信業	
キ 運輸業、郵便業	
ク 卸売業、小売業	
ケ 金融業、保険業	
コ 不動産業、物品賃貸業	

調査対象職種

事務・技術関係22職種、その他56職種、合計78職種（うち初任給関係職種19職種）

(4) 調査対象の抽出

標本事業所の抽出

(3)の に記載した調査対象事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から169事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

従業員の抽出

初任給関係職種以外の各調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(5) 集計

調査実人員

初任給関係212人（うち事務・技術関係162人）、初任給関係以外の調査職種6,057人（うち事務・技術関係5,146人）

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、54,671人であり、うち事務・技術関係職種該当者は36,572人である。

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(6) 結果

民間の給与等の実態は、第12表から第26表までのとおりである。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産 業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	1 4 4	2 0	1 9	1 9	6 3	2 3
鉱業、採石業、砂利 採取業、建設業	6	2	-	-	2	2
製 造 業	8 9	1 1	1 1	1 1	4 0	1 6
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	1 5	2	4	4	2	3
卸売業、小売業	1 5	1	1	2	9	2
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	4	1	2	-	1	-
教育、学習支援業、 医療福祉サービス業	1 5	3	1	2	9	-

(注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が25あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、学術・開発研究機関、広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体である。

第12表 民間における初任給の改定状況

項 目 学 歴	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
		%	%	%	
大 学 卒	2 4 . 8	(2 . 1)	(9 7 . 9)	(-)	7 5 . 2
高 校 卒	1 4 . 7	(-)	(1 0 0 . 0)	(-)	8 5 . 3

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第13表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新 卒 事 務 員	大 学 卒	188,197	193,239	187,661	x
	高 校 卒	157,692	164,594	156,478	147,000
新 卒 技 術 者	大 学 卒	194,536	200,937	190,735	x
	高 校 卒	161,515	162,588	158,640	x
計	大 学 卒	191,010	197,951	188,689	170,100
	高 校 卒	159,920	163,255	157,678	152,320

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。

第14表 民間における給与改定の状況

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
	係 員	21.0 %	20.5 %	0.5 %
課 長 級	16.7	16.8	1.2	65.3

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第15表 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給						定期昇給 制度なし
	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 停 止		
		実 施	増 額	減 額		変化なし	
係 員	86.9 %	79.1 %	26.9 %	7.1 %	45.1 %	7.8 %	13.1 %
課 長 級	70.5	63.4	22.2	4.6	36.6	7.1	29.5

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第16表 民間における定期昇給制度の状況

役職・企業規模		項目	定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給 制度なし
			%	%	%	%	%
係 員	規模計		90.5	36.5	79.0	42.8	9.5
	500人以上		86.3	16.0	80.1	47.2	13.7
	100人以上 500人未満		97.4	48.9	79.9	38.5	2.6
	50人以上 100人未満		82.6	52.2	73.9	43.5	17.4
課 長 級	規模計		78.3	29.4	68.1	36.0	21.7
	500人以上		69.4	10.1	65.2	34.5	30.6
	100人以上 500人未満		84.7	39.6	68.4	34.3	15.3
	50人以上 100人未満		82.6	47.8	73.9	43.5	17.4

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第17表 民間における雇用調整の実施状況

項目	実施事業所割合 %
採用の停止・抑制	21.2
転籍出向	6.5
希望退職者の募集	7.1
正社員の解雇	1.5
部門の整理閉鎖・部門間の配転	3.9
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	3.3
残業の規制	8.7
一時帰休・休業	16.0
ワークシェアリング	0.8
賃金カット	3.7
計	42.0

(注) 1 平成23年1月以降の実施状況である。

2 項目については、複数回答である。

第18表 民間における賃金カット等の実施状況

役職段階 \ 項目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
係 員	5 . 9 %	9 . 1 %
課 長 級	6 . 5	8 . 9

(注) 平成23年4月の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施し、賃金カット等の平均減額率の回答があった事業所の状況である。

第19表 比較対象従業員に係る職種

職 種 名	定 義
支 店 長 工 場 長	・ 構成員50人以上の支店（支社）又は工場の長 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長 技 術 部 長	・ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	・ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
事 務 課 長 技 術 課 長	・ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
事務課長代理 技術課長代理	・ 上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
事 務 係 長 技 術 係 長	・ 課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 ・ 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職
事 務 主 任 技 術 主 任	・ 係制のある事業所の主任
事 務 係 員 技 術 係 員	・ 一般の事務員、技術者

第20表 民間における職種別給与額等

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 23 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	9	51.2	660,549	-	660,549
	工 場 長	17	52.7	647,361	240	647,121
	事 務 部 長	117	52.6	593,317	757	592,560
	技 術 部 長	143	51.9	629,987	2,445	627,542
	事 務 部 次 長	18	53.7	551,984	-	551,984
	技 術 部 次 長	12	49.0	490,322	21,117	469,205
	事 務 課 長	270	47.6	498,792	3,268	495,524
	技 術 課 長	326	47.7	538,930	4,779	534,151
	事 務 課 長 代 理	43	48.5	422,078	16,783	405,295
	技 術 課 長 代 理	38	47.7	461,910	36,151	425,759
	事 務 係 長	455	43.4	401,164	38,523	362,641
	技 術 係 長	382	43.0	417,852	35,910	381,942
	事 務 主 任	115	39.6	329,021	29,748	299,273
技 術 主 任	97	38.6	373,896	44,865	329,031	
事 務 係 員	1,604	36.0	286,865	27,391	259,474	
技 術 係 員	1,500	36.3	321,525	33,476	288,049	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	x	x	x	x	x
	研 究 部 (課) 長	30	50.0	664,268	-	664,268
	研 究 室 (係) 長	29	49.0	567,602	272	567,330
	主 任 研 究 員	28	44.7	604,106	49,574	554,532
	研 究 員	88	32.2	356,892	24,239	332,653
研 究 補 助 員	9	28.2	263,953	3,292	260,661	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 23 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	58.5	1,294,575	-	1,294,575
	副 院 長	x	x	x	x	x
	医 科 長	13	46.7	1,253,539	138,032	1,115,507
	医 師	28	40.0	1,109,520	125,606	983,914
	歯 科 医 師	x	x	x	x	x
	薬 局 長	6	44.3	507,193	17,855	489,338
	薬 剤 師	23	34.3	344,454	34,463	309,991
	診 療 放 射 線 技 師	37	40.2	389,082	15,975	373,107
	臨 床 検 査 技 師	46	45.4	403,224	18,475	384,749
	栄 養 士	18	38.6	287,617	10,632	276,985
	理 学 療 法 士	32	33.5	296,190	10,055	286,135
	作 業 療 法 士	23	31.5	284,121	3,986	280,135
	総 看 護 師 長	4	51.0	477,718	6,189	471,529
	看 護 師 長	55	49.6	434,999	39,116	395,883
	看 護 師	155	43.4	359,507	49,381	310,126
准 看 護 師	98	44.2	305,555	39,891	265,664	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	7	65.9	738,772	-	738,772
	大 学 教 授	58	60.4	646,468	-	646,468
	大 学 准 教 授	39	48.0	496,601	-	496,601
	大 学 講 師	19	42.5	399,180	-	399,180
	大 学 助 教	9	39.7	339,832	-	339,832
	大 学 助 手	2	46.5	338,564	-	338,564

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 23 年 4 月 分 平 均 支 給 額			
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
						円
教育関係職種	高等学校校長	-	-	-	-	
	高等学校教頭	x	x	x	x	
	高等学校主幹教諭	-	-	-	-	
	高等学校指導教諭	-	-	-	-	
	高等学校教諭	26	44.8	421,315	-	421,315
技能・労務関係職種	電話交換手	-	-	-	-	
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	
	守衛	9	50.5	455,864	71,156	384,708
	用務員	14	51.3	265,198	12,404	252,794
調査実人数合計	6,057					

(注)「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第21表 職員給与と民間給与との比較における対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、部長、部次長		
8 級	課長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長
7 級			
6 級	課長代理	課長	課長
5 級			
4 級	係長	課長代理	課長代理
3 級		係長	係長
2 級		主任	主任
1 級	係員	係員	係員

第22表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,917円
配偶者と子1人	19,152円
配偶者と子2人	24,105円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第23表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	55.6%
非支給	44.4%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	30,000円以上 31,000円未満

備考 職員の場合は、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第24表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等従業員	(参 考) 技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	円 328,999 円 331,885
特別給の支給額	下半期 (A1)	円 672,190	円 458,661
	上半期 (A2)	632,401	478,574
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1}\right)$	月分 2.04	月分 1.72
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2}\right)$	1.91	1.75
	年間計	3.95	3.47

(注) 下半期とは平成22年8月から平成23年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で3.95月である。

第25表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目 企業規模	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分
規 模 計	% 60.1	% 39.9	% 52.7	% 47.3	% 54.1	% 45.9
500人以上	60.7	39.3	47.3	52.7	50.7	49.3
100人以上 500人未満	60.2	39.8	56.6	43.4	56.4	43.6
50人以上 100人未満	57.3	42.7	57.3	42.7	57.3	42.7

第26表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	適用従業員		(参考)適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	17.6%	17.6%	14.0%	14.0%
30%	44.2	61.8	22.1	36.1
29%	-	61.8	-	36.1
28%	0.5	62.3	0.9	36.9
27%	3.6	65.8	1.3	38.3
26%	1.1	67.0	0.9	39.1
25%	33.1	100.0	60.9	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

3 労働経済関係

第27表 労働経済指標

項目 年度・年月	全 国					栃 木 県				
	きまって支給する給与 (調査産業計)		総実労働 時間数 (調査 産業計)	所定外労働 時間数 (調査 産業計)	有効求人 倍率 (季節 調整値)	きまって支給する給与 (調査産業計)		総実労働 時間数 (調査 産業計)	所定外労働 時間数 (調査 産業計)	有効求人 倍率 (季節 調整値)
	金 額	前年度比・ 前年同月比				金 額	前年度比・ 前年同月比			
	(円)	(%)	(時間)	(時間)	(倍)	(円)	(%)	(時間)	(時間)	(倍)
平成21年度	288,820	1.6	148.1	11.2	0.45	283,792	2.3	153.3	11.6	0.39
平成22年度	291,426	0.9	149.5	12.0	0.56	289,831	2.2	157.0	13.8	0.54
平成22年 4月	294,877	1.4	156.4	12.6	0.48	292,288	4.5	164.3	13.8	0.44
5月	289,191	1.1	143.1	11.7	0.50	287,199	4.1	148.7	13.0	0.47
6月	291,798	1.3	154.8	11.7	0.52	292,998	4.5	162.3	13.2	0.49
7月	291,141	1.1	154.8	12.0	0.53	292,161	3.5	164.0	13.7	0.51
8月	290,462	1.0	147.6	11.7	0.54	291,607	3.2	153.6	13.2	0.53
9月	291,076	1.0	150.5	11.9	0.55	291,407	1.9	158.0	14.0	0.54
10月	292,265	0.9	150.0	12.2	0.56	287,270	0.9	158.1	14.3	0.57
11月	291,921	0.8	152.3	12.5	0.57	288,763	0.6	160.2	14.6	0.57
12月	292,646	1.0	150.0	12.5	0.58	291,261	1.2	159.9	14.9	0.58
平成23年 1月	289,701	0.6	140.5	11.7	0.61	288,248	1.4	147.5	13.8	0.60
2月	290,859	0.6	145.6	12.0	0.62	287,981	0.7	154.8	13.9	0.61
3月	291,198	0.3	149.5	12.1	0.63	286,791	0.4	152.9	12.8	0.58
4月	293,136	0.6	152.1	11.8	0.61	287,476	1.6	156.9	11.9	0.55
5月	288,598	0.2	142.2	11.2	0.61	287,878	0.2	147.5	11.9	0.55
6月	292,459	0.2	155.1	11.5	0.63	294,313	0.4	165.1	14.1	0.59
7月	291,921	0.2	152.5	11.9	0.64	293,239	0.3	163.0	14.4	0.63
資料出所	厚 生 労 働 省					県 民 生 活 部				栃木 労働局

(注) 1 〃、〃、〃は平成17年基準、〃は平成22年基準(ただし、平成22年12月以前は平成17年基準)である。

2 〃、〃、〃、〃、〃は事業所規模30人以上の数値である。

3 〃の平成21年度、22年度の欄は、それぞれ平成21暦年、22暦年の数値である。

消 費 支 出								消費者物価指数		国内企業 物価指数
全 国				宇 都 宮 市				全国	宇都宮	
全世帯		勤労者世帯		全世帯		勤労者世帯				
金 額	前年比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比						
(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(%)	(%)	(%)
291,737	1.7	319,060	1.8	302,678	10.4	330,301	11.7	1.7	1.8	5.2
290,244	0.5	318,315	0.2	333,560	10.2	363,953	10.2	0.4	0.9	0.7
299,996	2.1	331,621	3.7	346,515	20.4	379,060	18.3	1.2	1.6	0.2
280,714	1.7	303,326	4.4	316,697	5.6	341,350	4.5	0.9	1.6	0.4
276,494	0.3	297,809	0.5	335,250	13.2	354,282	7.3	0.7	1.2	0.4
285,274	0.1	316,659	0.0	330,344	17.7	359,392	9.5	0.9	1.4	0.2
293,361	0.8	323,758	1.8	329,503	5.3	350,179	1.2	0.9	1.3	0.0
275,367	0.6	307,437	1.9	346,119	25.7	392,814	33.5	0.6	0.8	0.2
287,433	0.1	320,727	4.7	288,894	4.8	288,656	8.1	0.2	0.0	0.9
284,212	0.2	309,548	2.0	296,223	3.5	318,167	4.3	0.1	0.0	0.9
327,006	3.2	349,495	2.7	335,470	12.3	328,379	21.4	0.0	0.3	1.2
289,191	0.9	317,907	1.2	313,546	1.7	342,843	10.6	0.6	1.2	1.5
260,793	0.1	283,611	0.6	285,451	21.2	302,639	32.5	0.5	1.2	1.7
291,900	8.8	313,850	11.0	300,587	24.2	329,764	22.1	0.5	1.0	2.0
292,559	2.5	324,744	2.1	289,482	16.5	317,069	16.4	0.4	0.6	2.5
276,159	1.6	301,174	0.7	331,331	4.6	386,418	13.2	0.4	0.9	2.1
265,807	3.9	286,056	3.9	346,144	3.2	305,279	13.8	0.4	0.4	2.5
280,046	1.8	309,356	2.3	279,562	15.4	312,257	13.1	0.2	0.1	2.9
総 務 省										日本銀行

4 生計費関係

第28表 宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費 (平成23年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	26,301	34,090	45,356	56,622	67,881
住居関係費	47,818	52,781	47,352	41,923	36,500
被服・履物費	4,248	5,753	7,706	9,658	11,612
雑費	22,426	37,635	52,869	68,104	83,339
雑費	9,393	28,473	31,147	33,815	36,482
計	110,186	158,732	184,430	210,122	235,814

平成23年4月の標準生計費算定方法

標準生計費は、標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」(総務省)等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査の大分類項目に対応する。

- 食料費 …… 食料
- 住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …… 被服及び履物
- 雑費 …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費 …… その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、本年4月の「家計調査」における宇都宮市の調査結果(93世帯)に基づく費目別平均支出金額(4人世帯の1か月($\frac{365}{12}$ 日)分の支出金額に調整したもの。以下「平均4人値」という。)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、次のように算定した。

$$\text{宇都宮市の1人世帯標準生計費} = \text{全国の1人世帯標準生計費} \times \frac{\text{宇都宮市の平均4人値}}{\text{全国の平均4人値}}$$

5 国及び都道府県の給与関係

第29表 都道府県のラスパイレス指数の状況

(平成22年4月)

ラスパイレス指数	98未満	98以上	99以上	100以上	101以上
		99未満	100未満	101未満	
団 体 数	15	5	5	10	12

(注) 1 「平成22年地方公務員給与実態調査」(総務省)による。

2 「ラスパイレス指数」とは、地方公共団体の一般行政職の給料額(基本給)と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額(基本給)を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて、比較し、算出したもので、国を100としたものである。

なお、本県のラスパイレス指数は、96.6である。

3 総務省では、平成18年度から国の給与構造改革に伴い、給料表の引下げとともに、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し支給する地域手当が導入されたことから、この地域手当を加味した国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数)を参考として算出している。

なお、本県の地域手当補正後ラスパイレス指数は、95.5である。

6 人事院勧告等の概要

給与勧告の骨子

給与勧告の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な報告・勧告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、勧告に当たっては、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約10,500民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査（完了率90.5%）

（東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県に所在する事業所を除き調査を実施）
<月例給> 公務と民間の4月分給与を調査（ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較
月例給の較差 899円 0.23%

〔行政職俸給表(一)...現行給与397,723円 平均年齢42.3歳〕

（ 俸 給 816円 はね返り分(注) 83円 ）

(注)地域手当など俸給の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分

<ボーナス> 民間の事業所ごとの過去1年間における特別給の支給人員及び支給総額を全国集計し、それを基に支給割合（月数）を算出

期末・勤勉手当（現行3.95月）の改定見送り

本年の調査結果によると、東北3県を除いた民間の支給割合は3.99月（3.987月）であるが、過去3年分について東北3県を除いて集計すると0.004月～0.007月分高くなること、東北3県の今夏の特別給の状況は厳しいとみられることから、特別給の改定を行うべきと判断するに至らず、改定を見送り

2 給与改定の内容と考え方

<月例給> 民間給与との較差（マイナス）を解消するため、俸給表の引下げ改定

(1) 俸給表

行政職俸給表(一) 民間の給与水準を上回っている50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いた引下げ（50歳台が在職する号俸：最大 0.5%、40歳台後半層が在職する号俸：0.4%、40歳台前半層が在職する号俸で収れん）

指定職俸給表 行政職俸給表(一)の管理職層の引下げ率を踏まえた引下げ改定（0.5%）

その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を考慮した引下げ（ただし、医療職俸給表(一)等は除外）

給与構造改革における経過措置額についても、本年の俸給表の改定率等を踏まえて引下げ

(2) その他の手当

委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ

（35,100円 34,900円）

[実施時期等] 公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率（0.37%）（注）を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整（引下げ改定が行われる俸給月額

又は経過措置額を受ける職員を対象)

(注) 行政職俸給表(一)適用職員全体に係る民間給与との較差の総額を、減額調整の対象となる同表適用職員で均等に負担する場合の率

給与制度の改定等

経過措置額の廃止等

- ・ 給与構造改革における経過措置額について、平成24年度は経過措置額として支給されている俸給の2分の1を減額(減額の上限1万円)して支給し、平成25年4月1日に廃止
- ・ 経過措置額の廃止に伴って生じる制度改正原資を用いて、若年・中堅層を中心に、給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給を回復。平成24年4月に、36歳未満の職員を最大2号俸、36歳以上42歳未満の職員を最大1号俸、平成25年4月に、人事院規則で定める年齢に満たない職員を最大1号俸上位に調整

今後の取組

- ・ 50歳台の官民の給与差が生じている背景には官民の昇進管理等の違いがあるものの、定年延長も見据え、来年度以降、高齢層における官民の給与差を縮小する方向で昇格、昇給制度の見直しを検討
 - ・ 民間における産業構造・組織形態の変化等への対応として民間給与実態調査の対象産業の拡大等を検討
 - ・ 専門スタッフ職俸給表の級の新設については、政府における職の整備の取組を待って対応
- その他
- ・ 本年は、東北3県の民間給与実態調査を実施していないため、北海道・東北地域の較差を用いた地域間給与配分の検証を行っていない。来年以降、全国のデータを基に、最終的な検証

国家公務員の給与減額支給措置に対する本院の考え方

本年6月に内閣から国会に提出された「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」について、現行の給与改定の仕組みとの関係、法案提出過程における職員の合意、給与減額支給措置の期間等の観点から本院の考え方を述べ、国会で審議を尽くしていただきたい旨言及

国家公務員制度改革に関する報告の骨子

国家公務員制度改革の前提となる基本認識

国家公務員制度改革は、民間と異なる国家行政や国家公務員の労使関係の特徴を関係者の共通認識としつつ、議論を尽くし、国民の十分な理解と納得を得て進めるべきことを指摘

1 国家行政の特徴と国家公務員の在り方

具体的な行政組織、行政の果たすべき任務等は、法律や予算に基づき、国会の民主的コントロールの下に置かれていること

大臣等と国家公務員との関係は、いわば車の両輪ともいえる関係にあり、適切な役割分担と連携が求められること

2 国家公務員の労使関係の特徴

(1) 大臣等の使用者としての権能は国会の民主的コントロールを受ける

勤務条件法定主義、財政民主主義の原則により国会の民主的コントロールを受け、国家公務員の給与等勤務条件は直接の使用者である内閣総理大臣や各省大臣等の決定だけでは完結しないという構造的な特徴が存在

(2) 国家公務員には国民全体の奉仕者としての職務遂行が求められる

国家公務員は、国民全体の奉仕者として、大臣等と一体となり全力で国民のために職務を遂行することが求められること

(3) 公務における勤務条件決定には利潤の分配や市場の抑制力という内在的制約が存しない

公務における勤務条件決定では、民間企業の賃金決定における利潤の分配といった枠組みが当てはまらず、また、基本的には倒産などの市場の抑制力という内在的制約が欠如

国家公務員制度改革関連法案に関する論点

1 人事行政の公正の確保に関する論点

人事行政の公正を確保する機能を制度的に確保するため、更に次の措置が必要

(1) 採用試験及び研修の公正な実施の確保

採用試験の出題や合否判定等については、組織的に一定の独立性を有する第三者機関が行うことが必要。また、職員の研修についても、公正な計画・実施のための措置が重要

(2) 幹部職員人事の公正確保

幹部職員の適格性審査に人事公正委員会が適切・実効的に関与することが重要。また、幹部職間の転任には、適性の厳正な検証や異動の合理性・納得性を高めるための措置が必要

2 協約締結権付与に関する論点

改めて労働基本権制約の見直しに関する基本的な論点を整理

(1) 協約締結権付与の必要性和国民の利害・得失の明確化

現行制度の問題や国民にとっての具体的利害・得失等が明らかにされる必要

(2) 勤務条件に対する民主的コントロールと当事者能力の確保

勤務条件についての国会の民主的コントロールという憲法上の要請と、内閣の使用者としての当事者能力の確保との間の整合性をどう図るのか適切な制度設計を行う必要

(3) 複数の労働組合との交渉を通じた勤務条件の決定等

一部の組合に対する仲裁裁定と他の組合との協約の関係を整理する必要。また、非組合員の勤務条件をどう決定するのか整理する必要

(4) 具体的な労使交渉の在り方

予算の事前調整・民間の給与実態の把握、配分交渉の方法、各府省における労使交渉の体制整備について詰める必要

(5) 仲裁裁定の実効性の確保

法案では仲裁裁定は内閣に対する努力義務とされているが、その実施は最大限確保される必要

(6) 引き続き労働基本権が制約される職員の代償措置

警察職員等の労働基本権制約に対する代償措置の確保が必要

国家公務員制度改革基本法に定める課題等についての取組

1 能力・実績に基づく人事管理の推進

能力・実績に基づく人事管理の推進のため、採用試験の再編、体系の人材育成、ポスト在任期間の確保、競争的かつ公正な選抜手続の整備等に取り組む。人事評価制度の適切な運用を支援

2 職員の勤務環境の整備

男性の育児休業取得促進の一助として短期間の取得者の期末手当の支給割合を見直し。超過勤務縮減のための政府全体としての取組や東日本大震災の惨事ストレス対応を含めた心の健康づくり対策を推進

定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

1 検討の背景

- ・ 公的年金の支給開始年齢が、平成25年度以降段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、現行の60歳定年制度のままでは無収入となる期間が発生。雇用と年金の接続は官民共通の課題
- ・ 既に民間企業では、高齢者等の雇用の安定等に関する法律において、65歳までの雇用確保措置を義務付け
- ・ 公務についても、国家公務員制度改革基本法第10条に、雇用と年金の接続の重要性に留意して定年を段階的に65歳に引き上げることにについて検討することと規定
- ・ 人事院として、平成19年から「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」(座長：清家篤慶 應義塾長)を開催。平成21年7月の最終報告を踏まえ、制度と運用の見直し方策を検討

2 段階的な定年の引上げの必要性

- ・ 民間企業における60歳定年到達者の再雇用の運用状況をみると、非管理職層を中心に、多くの者が実際に継続雇用され、また、定年前の仕事内容を継続する形が多くなっている
- ・ 政策の立案や行政事務の執行等の業務が主体である公務における再任用は、定年前より職責が低い係長・主任級の短時間勤務のポストで、補完的な職務に従事させることが一般的。今後、再任用希望者の大幅な増加が見込まれ、こうした再任用では、希望者全員を65歳まで雇用する仕組みとして十分機能することは困難
- ・ 定年の引上げにより対応する場合、雇用と年金の接続が確実に図られるほか、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、また、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能
- ・ 民間企業での取組に留意し、60歳以降の給与の抑制、組織活力維持のための方策等を講じながら段階的に定年を引き上げることで、来るべき本格的な高齢社会において公務能率を確保しながら職員の能力を十分活用していくことが適当

3 段階的な定年の引上げのための具体的措置

(1) 段階的な定年の引上げ

- ・ 平成25年度から3年に1歳ずつ段階的に定年を引き上げ、平成37年度に65歳定年とする
- ・ 段階的な定年の引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間について、再任用制度の活用の拡大を通じて65歳までの雇用を確保
- ・ 60歳以降の働き方等についての人事当局による意向聴取を通じ、多様な働き方を実現

(2) 60歳を超える職員の給与制度の設計 年間給与は60歳前の70%

- ・ 国家公務員給与は社会一般の情勢に適應するように変更することとされ、また、俸給は職務と責任に応じて職務の級が設定され、同一の職務の級の中でも一定の幅をもって水準が設定
- ・ 定年の引上げに当たり、60歳前後で同じ職務を行う場合であっても、同一の職務の級を適用した上で、各職務の級における所定の俸給の幅も考慮しつつ、60歳台前半層の民間企業従業員の年間所得等を踏まえて60歳前より低い水準に設定することは、職務給の考え方とも整合

- ・ 60歳台前半層の民間企業従業員（製造業（管理・事務・技術））の年間所得（給与、在職老齢年金、高年齢雇用継続基本給付金）が60歳前の年間給与の約70%（企業規模100人以上 535万円 / 787万円 = 68.0%、同10人以上 509万円 / 719万円 = 70.8%）であることを踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳に達した日の属する年度の翌年度から、60歳前の70%に設定
- ・ 具体的には、俸給月額の水準を一定程度確保（60歳前の73%）することとし、その分ボーナス（特別給）の年間支給月数を60歳前の職員に比べて引下げ（年間3.00月分）
- ・ 60歳を超える職員は昇給しない。諸手当は基本的に60歳前と同様の手当を支給
- ・ 医療職(一)等は、60歳以降も現在と同様の給与制度を適用
- ・ 60歳を超えた特例定年が適用されている職員（行政職(二)労務職員等）の給与も引き下げるが、これまで60歳超の定年に達するまで、給与の引下げがなかったことを考慮し、一定の経過措置
- ・ 定年の引上げを行っても、総人員及び級別の人員を増加させないことを前提とすれば、総給与費は減少

(3) 組織活力の維持のための方策

役職定年制の導入

- ・ 管理職の新陳代謝を図り組織活力を維持するため、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるまでの間の当分の間の措置として、本府省の局長、部長、課長等の一定の範囲の管理職が現行の定年である60歳に達した場合に他の官職に異動させることとする役職定年制を導入
- ・ 60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に異動。特別な事情がある場合、例外的に引き続き官職に留まれるよう措置
- ・ 役職定年により異動した職員の俸給は、役職定年による異動前に受けていた号俸の俸給月額の73%とする。ただし、その額は異動後にその者が属する職務の級の最高号俸を超えないものとする

短時間勤務制の導入

60歳を超える職員の多様な働き方を実現するため、短時間勤務を希望する職員を短時間勤務ポストに異動させることを可能とし、これにより若年・中堅層の採用・昇進機会を確保

能力・実績に基づく人事管理の徹底と職員のキャリア支援

- ・ 職員の能力・業績の的確な把握、短期間で頻繁に異動させる人事運用の見直し、年次的な昇進管理の打破等、能力・実績に基づく人事管理を徹底。また、職員の専門性を強化
- ・ 節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向を聴取し、職員の能力を伸ばし多様な経験を付与する機会を拡充する措置を講ずる必要
- ・ 各府省の行政運営の実情に応じ、スタッフ職が政策立案に必要な役割を果たし得るような行政事務の執行体制を構築

上記の施策は、平成25年度以降の段階的な定年の引上げ期間中の制度の運用状況や民間企業の動向も踏まえつつ、諸制度及び人事管理の運用を随時見直していく必要。役職定年制については、人事管理の見直しの状況等を踏まえて、必要な検討を行う

4 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ 公務内外で職員の能力・経験を活用する観点から、専門スタッフ職等の整備、人事交流機会の拡充を図るとともに、自発的な早期退職を支援する退職手当上の措置、定年引上げ期間中も安定的な新規採用を可能とするための定員上の経過措置等を講ずることについて、政府全体での検討が必要
- ・ 加齢に伴う身体機能の低下が職務遂行に支障を来すおそれがある職務に従事する職員の定年の引上げに関し、その職務の特殊性を踏まえた条件整備や所要の措置の検討が必要